

## 災害公営住宅の運用の改善を求める意見書

2018年（平成30年）3月1日

岩手弁護士会

### 第1 意見の趣旨

災害公営住宅の入居について、被災者の支援という目的に合致するように現状の入居要件を緩和拡大すべきである。

### 第2 意見の理由

#### 1 はじめに

災害公営住宅は、そもそも平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下「本件震災」という。）によって終の棲家たる住居を失った被災者に住居を提供し、安定した住宅を確保した上で、生活再建に臨むことができるよう建築されるものである。

しかし、災害公営住宅の入居に関する現在の運用は、災害公営住宅が建築された趣旨に反し、問題である。

以下、具体例に則してその問題点を述べる。

#### 2 加算支援金を受け取った者の入居について

##### (1) 現状

被災者であっても、被災者生活再建支援金の加算支援金を受け取った者と同一世帯にあった者は、原則として入居が認められていない。

##### (2) 問題点

被災者の生活は、本件震災後も刻々と変化しており、家庭の事情や生活状況の変化から、本件震災後に世帯分離した世帯も多々存在する。それにもかかわらず、本件震災当時の世帯を基準に災害公営住宅への入居の可否を判断するならば、本件震災当時同一世帯だった他の者が加算支援金を受け取ると、被災者であるにもかかわらず、災害公営住宅への入居は認められず、他の住居を探すことを余儀なくされる。

#### 3 被災者以外の入居について

##### (1) 現状

入居できる者は本件震災当時被災地に居住していた被災者のみであり、仮に震災後被災者と同居していた家族であっても、被災者以外の入居は認められていない。

そのために、被災者が亡くなってしまった場合に、被災者でない者はその立場にかかわらず災害公営住宅に入居できず、又は災害公営住宅からの退去を余儀なくされる。

##### (2) 問題点

本件震災の被災者は、高齢者の割合が大きく、必ずしも独力で生活する能

力が十分あるとはいえない者も少なからず見られる。そのため、被災者の生活再建にとっては、被災者を支援する同居の子や兄弟姉妹等の親族が非常に重要な役割を担っている。

しかし、現在の取扱いによれば、被災者と同居して被災者の支援にあたる者が住居を失うリスクを常に抱えてしまうこととなる。これは、被災者の親族等が被災者と同居することで被災者に寄り添って生活再建を援助することを萎縮させるおそれがある。

#### 4 収入超過世帯の入居について

##### (1) 現状

被災者であっても、一定の基準を超える収入がある者の入居期間は5年までとされており、その後退去しなければならないものとされている。

##### (2) 問題点

現在の取扱いによれば、自己の責任で住宅を失ったわけでもない被災者が、災害公営住宅という生活の拠点を得られたにもかかわらず、近い将来、再度転居先を見つけなければならない。

しかし、現在、被災地では住宅需要が高く、十分資力がある者であっても、被災地で家族が生活できる住宅を見つけることは困難である。

#### 5 小括

このように、災害公営住宅における現在の取扱いは、災害公営住宅を建築した趣旨に照らして問題があるといえるが、以下のような観点からも問題がある。

すなわち、現在の災害公営住宅における取扱いによれば、被災者が将来の生活に不安を抱いたり、被災地で新たな住居を見つけることができず、被災地での生活再建を断念することも懸念される。その場合、被災者は、本意ではなくとも、その支援が期待できる親族の居所や住宅を確保しやすい地域へ転居を余儀なくされることは想像に難くない。

したがって、災害公営住宅の入居に関し、上記2ないし4記載のような取扱いをすることは、人口流失、人口減少等の被災地の課題をより深刻化させるおそれがあるため、現在の取扱いを改めることが望ましいといえる。

#### 6 法令上の根拠について

(1) 災害公営住宅は、元々公営住宅法（以下「法」という。）及びそれに関連する条例等により、その運用について規定されている。なお、被災地の各市町村における条例は、岩手県の条例に準じて規定されていることから、岩手県の条例に関する解釈が同様に妥当するものである。

災害公営住宅の入居者資格については、法23条及び岩手県公営住宅等条例（以下「条例」という。）5条がこれを定めている。

(2) しかし、これらの法令上、加算支援金の受給者と同一世帯にある被災者を、その他の被災者と区別して取り扱う根拠となる規定は見当たらない。

実質的に見ても、世帯分離をした者であれば、加算支援金の受給者とは生計を異にするのであるから、加算支援金の受給と災害公営住宅への入居という二重の利益を受けるわけでもない。

したがって、法令上の規定に照らしても、加算支援金の受給者と本件震災当時同一世帯にあった者であっても、その後世帯分離を余儀なくされた者に対しては、災害公営住宅への入居を認めるべきである。

- (3) また、被災者以外の者であっても、被災者とともに災害公営住宅に居住していた者は、知事の承認があれば、引き続き災害公営住宅への居住が認められる（条例12条1項）。

この入居の承継について法律上の規定はないため、災害公営住宅の趣旨に照らして不相当といえなければ、入居の承継を認めることに問題はないと解される。

そして、被災者と同居していた親族等であれば、それまで居住していた住居は退去しているのが通常であり、被災地での住居は本件震災により居住不能になっているのであるから、被災者に準じる者として取り扱うことに何ら不都合はない。

したがって、法令上、被災者と同居していた親族等に引き続き災害公営住宅の居住を認めることは支障がないものと解される。

なお、被災者の支援のために、本件震災後に被災地で居住するようになり、災害公営住宅への入居前に当該被災者が亡くなってしまった場合に限っては、現在の法令上、災害公営住宅への入居を認められてない。しかし、上記のとおり、これが被災地の復興、発展のために不都合であることは明らかであるし、災害公営住宅入居後に被災者が亡くなった場合との均衡も踏まえれば、別途予算措置を講ずる等の方法により、災害公営住宅への入居を認めるべきである。

- (4) さらに、一定の基準を超える収入がある者に対する明渡請求については、法29条1項において、「明渡しを請求することができる。」と規定されているにとどまる。この規定上、明渡請求をするかどうかには、事業主体の裁量があり、明渡請求をしないこともできると解することができる。

この規定を受けて制定されたと考えられる条例26条1項においては、高額所得者に対して「明渡しを請求するものとする。」と規定されているが、法の規定も踏まえて考えれば、この規定は知事に対して明渡請求する義務を課すものではなく、あくまで知事による対応の指針を定めるものに過ぎないと解すべきである。

したがって、法令上の規定に照らしても、入居期間経過後に一定の基準を超える収入がある者に対して明渡請求をしなければならないわけではない。

- 7 以上の理由により、意見の趣旨記載のとおり意見を申し述べる次第である。